

# 令和8年度栄養塩類管理に係る実現可能性調査（基礎調査）業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

## 1 業務目的

近年、三重県沿岸においては、ノリの色落ちや漁獲量の変動など、海域環境の変化が指摘されています。これらは複数の要因が関与していますが、栄養塩類の低下が一次生産に影響している可能性も指摘されています。こうした状況を踏まえ、陸域から海域への栄養塩供給の実態を把握し、適切に管理する必要性が高まっています。

「きれいで豊かな海」の実現に向け、伊勢湾において環境生活部、農林水産部、県土整備部連携のもと、平成30年度から流域下水処理場における栄養塩類管理運転の検討を始め、現在は、県の流域下水処理場6箇所管理運転の試行を実施しています。

国においては、専門家委員会において「第10次水質総量削減の在り方についてー総量削減から総量管理への転換ー」が取りまとめられ、令和8年5月7日付けで環境大臣へ答申されたところであり、今後「総量削減基本方針」の策定に向けた検討が進められます。この答申では、現在、瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「瀬戸法」という。）で規定されている「栄養塩類管理制度（計画策定により総量規制の適用除外となる制度）」を、将来的に伊勢湾等に導入する可能性が示唆されています。

県としても、栄養塩類管理制度を含め、第10次総量削減（総量管理）計画の策定に向けて、令和7年12月に三重県環境審議会に諮問し、水質部会（以下「部会」という。）を設置し、調査検討を進めているところです。

本業務は、「きれいで豊かな海」の実現に向けて、その取組の一つである栄養塩類管理運転について、栄養塩類管理運転の導入可能な下水処理場などの排水処理施設（以下「施設」という。）を把握しつつ、栄養塩類管理制度に関する全国の先進事例を調査したうえで、本県のモデル地域を検討することで、本県での栄養塩類管理運転の横展開を推進するとともに、第10次水質総量削減（総量管理）計画及び栄養塩類管理計画の検討に向けた基礎資料に活用することを目的とします。

## 2 業務内容

### (1) 委託業務名

令和8年度栄養塩類管理に係る実現可能性調査（基礎調査）業務委託

### (2) 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

### (3) 仕様

別添「令和8年度栄養塩類管理に係る実現可能性調査（基礎調査）業務委託業務仕様書」のとおり

### 3 契約上限額

9,874,700 円（消費税及び地方消費税を含む）

### 4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

#### (1) 参加者資格

- ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

#### (2) 最優秀提案者資格

- ・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- ・三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。
- ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

### 5 参加資格確認申請

本業務を受託しようとする者は、三重県に対し、この企画提案コンペへの参加資格確認申請を行ってください。

#### (1) 提出期限

令和8年7月15日（水）17時必着

#### (2) 提出方法

持参又は郵送のいずれかで提出してください。

（電子メール又はFAXによる提出は受け付けないこととします。）

持参の場合の受付は、三重県の開庁時間内に限ります。また、事前に電話にて担当所属に持参する日時の連絡を行ってください。

郵送の場合は、郵便又は民間事業者による信書便で送付してください。

また、提出先に電話し、到達確認を行ってください。

#### (3) 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部環境共生局大気・水環境課 担当：石川

電話：059-224-2382 FAX：059-229-1016

電子メール：mkankyo@pref.mie.lg.jp

#### (4) 提出書類

ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）

イ 役員等に関する事項（第2号様式）

ウ 企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は、委任状（第3号様式）

エ その他、上記アに記載の添付書類一式

## 6 質問の受付及び回答

本業務又は企画提案コンペに関し質問がある場合は、以下により質問をしてください。

### (1) 質問の受付期限

令和8年7月7日(火)17時まで(必着)

### (2) 質問の方法

FAXまたは電子メールで受け付けます。質問には、所属・氏名・連絡先を明記してください。質問の送信後、質問の提出先に電話し、到達確認を行ってください。

### (3) 質問の提出先

三重県環境生活部環境共生局大気・水環境課 担当：石川

電話：059-224-2382 FAX：059-229-1016

電子メール：mkankyo@pref.mie.lg.jp

### (4) 質問の内容

質問は原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関する照会には回答しません。

### (5) 質問に対する回答

質問に対する回答については、令和8年7月10日(金)17時までに、県ホームページ内の次のページ配下に掲載します。

トップページ>県政・お知らせ情報>お知らせ情報>企画提案コンペ等情報(公告・結果)

## 7 参加資格確認結果の通知

三重県は、上記5の確認結果を、令和8年7月28日(火)17時までに、申請者に対し電子メール又は電話により通知します。

## 8 企画提案資料の提出

上記7により、参加資格があることの確認を受けた者は、以下により企画提案資料を提出してください。

### (1) 提出期間

令和8年7月30日(木)17時必着

### (2) 提出方法

上記5(2)に同じ。

### (3) 提出先

上記5(3)に同じ。

### (4) 提出資料及び部数

ア 企画提案書(原則A4判、任意様式)

8部(正本1部、副本7部)

企画提案書は、別紙「令和8年度栄養塩類管理運転に係る実現可能性調査業務委託仕様書」に基づき提案を行うとともに、次の①から⑦までに關する企画・提案が含まれるように作成してください。

#### ① 事業実施にあたっての基本的な考え方

・業務委託仕様書を踏まえ、業務の実施にあたっての基本的な考え方を記載

してください。

② 提案者の概要及び実績、業務実施体制

- ・提案者の組織概要を記載してください（パンフレット等の添付でも可）。
- ・水質汚濁防止法に基づく水質総量削減に関する業務及び海域での栄養塩類に関する業務についての実績の有無及びその主な内容（委託元、期間及び受託業務の概要等）を記載してください。
- ・本業務を実施するにあたっての人員配置（担当者のノウハウ、スキルを含む）を記載してください。

③ 栄養塩類管理運転実施可能性調査

- ・業務委託仕様書 3. 3（1）の調査対象の検討について、原則として市町の下水处理場は対象に含めてください。水質汚濁防止法に基づく特定事業場を選定する場合には、その選定の考え方（基準、抽出方法等）を具体的に記載してください。
- ・業務委託仕様書 3. 3（2）の調査内容（調査方法、調査項目等）の設計について、効果的と考えられる調査内容及びその理由を記載してください。
- ・業務委託仕様書 3. 3（4）の結果の集計・整理について、施設における栄養塩類増加措置の実施に係る運用・管理の実現性及び周辺の環境利用（漁場等）との調和性等の観点を踏まえるとともに、業務仕様書 3. 5 のモデル地域の検討への活用を見据え、効果的に調査結果を集計・整理できる手法について具体的に記載してください。

④ 全国の事例調査

- ・業務委託仕様書 3. 4 について、本県における栄養塩類管理運転の普及・展開に資することを目的として実施する全国の先進事例に関する調査の実施方法の考え方について記載してください。
- ・提案にあたっては、単なる事例の収集にとどまらず、本県での適用可能性を見据え、有益な知見を効果的に収集・整理するための考え方及び手法を具体的に示してください。

⑤ モデル地域の検討

- ・業務仕様書の 3. 5 について、3. 3 及び 3. 4 の調査結果を踏まえ、モデル地域を提案するにあたり効果的と思われる手法を記載してください。
- ・本県での栄養塩類管理運転の横展開の推進及び栄養塩類管理計画の検討の基礎資料となる点を踏まえ、提案してください。

⑥ 部会における技術的支援の体制

- ・栄養塩類管理制度を含む、第 10 次総量削減（総量管理）計画の策定に係る環境審議会水質部会における技術的支援の体制（内容や人員配置等）をご記載ください。

⑦ 業務実施全体のスケジュール

イ 見積書（原則 A 4 判、任意様式）8 部（正本 1 部、副本 7 部）

※見積書の正本において代表者印の押印を省略する場合は、見積書に発行責任者・担当者それぞれの氏名・電話番号を記載してください。発行責任者と担当者は同一でも可です。

※見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額に 110 分の 100 を掛けた額）としてください。（契約金額は、1

- 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。)
- ウ その他資料（任意様式） 8部（正本1部、副本7部）  
その他提案に関する有効な資料（提出は任意）
- エ 共同事業体協定書兼委任状（第4号様式） 8部（正本1部、副本1部）  
※共同事業体等、複数社から成る組織による申請の場合に提出が必要です。また、上記様式とともに事業体の組織規定や会則、契約書等の写しを添付してください。
- (5) 注意事項  
企画提案書の内容は、見積書に記載された見積価格で全て実現できるものとしてください。

## 9 既存資料の閲覧

企画提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができます。  
閲覧を希望する場合は、事前に閲覧日時を調整のうえ、閲覧場所までお越しください。

- (1) 閲覧資料  
令和7年度 発生負荷量管理等調査報告書
- (2) 閲覧期間  
令和8年7月30日（木）17時まで
- (3) 閲覧場所・問い合わせ先  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県環境生活部環境共生局大気・水環境課 担当：石川  
電話：059-224-2382 FAX：059-229-1016  
電子メール：mkankyo@pref.mie.lg.jp

## 10 プレゼンテーションの実施

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「令和8年度栄養塩類管理に係る実現可能性調査（基礎調査）業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査します。

当該審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。

- (1) 日時 令和8年8月5日（水）  
当日の詳細スケジュールは、プレゼンテーション参加者が確定次第、通知するものとする。
- (2) 場所 後日連絡（オンラインを予定）
- (3) 内容 プレゼンテーション15分、質疑10分（予定）
- (4) 方法 提出済みの企画提案資料（紙）及び口頭での説明に限るものとします。
- (5) 備考 ・提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、書類審査通過者を5者程度選定したうえで、当該書類審査通過者によるプレゼンテーションを実施します。  
・提案者が多数の場合の書類審査の結果については、提案したすべ

ての者に対し、令和8年8月3日（月）17時までに電子メール又は電話により通知します。

### 1 1 最優秀提案者の選定

三重県は、上記10の内容を含め審査を行い、最優秀提案者を選定します。審査の結果、最優秀提案（契約の相手方候補となる者の提案）に該当する提案がない場合もあります。

企画提案コンペの選定基準は以下のとおりです。

#### (1) 目的適合性

・仕様の要件を満たしており、委託目的と合致した提案内容となっているか。

#### (2) 意欲・創意工夫

・委託事業実施方法について、具体的で有効性のある提案内容となっているか。

・業務実施に対する意欲や独自の工夫がみられるか。

・栄養塩類管理制度導入を見据えた提案内容になっているか。

#### (3) 専門性

・業務の実施に資する技術的知見や実績を有しているか。

・「きれいで豊かな海」の実現に向けた環境政策や法規制等を理解しているか。

#### (4) 業務遂行能力

・業務委託仕様書で定める業務が網羅されており、業務の実施に資する業務実施体制を有するとともに、関係者との円滑な調整能力など、当該業務を遂行する能力があると判断できるか。

・業務スケジュール及び工程管理は適切に計画されているか。

#### (5) 価格性

・低廉な提案価格であるか。

### 1 2 選定結果の通知

三重県は、上記11の選定結果を、提案したすべての者に対し、令和8年8月7日（金）17時までに電子メール又は電話により通知します。

### 1 3 最優秀提案者に求める書類の提出

最優秀提案者は、令和8年8月18日（火）までに次の書類を提出（提示可のものにあつては、提出又は提示）してください。

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3未納税額のない証明用）【有料】」（過去6ヶ月以内に所管税務署が発行したもの）の写し

(2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書【無料】」（過去6ヶ月以内に三重県の県税事務所が発行したもの）の写し

(3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（該当する契約実績がある場合のみ）

(4) 三重県電子調達システム（物件等）に利用登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務

## 会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」

### 1 4 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県環境生活部環境共生局大気・水環境課において示します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。  
また、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- (3) 契約は、三重県環境生活部環境共生局大気・水環境課において行います
- (4) 契約書は、書面による場合は2通作成し、双方各1通を保有します。
- (5) 契約金額は、見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）

### 1 5 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

### 1 6 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによります。

### 1 7 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

### 1 8 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

三重県は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

## 19 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴排要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 「21 担当所属」に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

## 20 その他

### (1) 企画提案に関する事項

- ア 企画提案に要する費用は、各提案者の負担とします。
- イ 企画提案書その他の提出資料は、返却しません。
- ウ 企画提案書その他の提出資料は、本県の内部で使用するものであり、提供者に断りなく第三者への配布は行いません。ただし、三重県情報公開条例(平成11年三重県条例第42号)で定義する公文書となるため、開示請求の対象となります。そのため、企業秘密等に該当し非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載してください。ただし、開示請求があった場合の開示・非開示の判断は、三重県情報公開条例に基づき三重県が判断することとなります。

### (2) 契約に関する事項

- ア 原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- イ 成果品の全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含みます。)は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとします。
- ウ 委託料は、委託業務が完了し、三重県の検査に合格した後に支払うものとします。
- エ 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に罰則規定があるので留意してください。

### (3) 企画提案コンペへの参加又は企画提案の無効要件

- 次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。
- ア 本コンペに参加する資格のない者が提案したとき。
  - イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対し2以上の見積をしたとき。
  - ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

- エ 提案に際して談合等の不正があったとき。
  - オ 提案書類が、提出期限を過ぎて提出されたとき。
  - カ 見積書に記載された見積価格（消費税及び地方消費税を抜いた額）の100分の110に相当する金額が契約上限額を超えているとき。
  - キ その他三重県があらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。
- (4) この参加仕様書に定めのない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとします（三重県会計規則は、三重県ホームページの「三重県法規集」に掲載しています）。

## 2 1 担当所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部環境共生局大気・水環境課 担当：石川

電話：059-224-2382 FAX：059-229-1016

電子メール：mkankyo@pref.mie.lg.jp